平成２１年（フ）第１５８３７号
東京都清瀬市下宿２丁目391―16　山崎方
破産者　櫻井ふみ子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４号
東京都北区上十条２丁目６番２―102号
破産者　有限会社ホットスタッフ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３７号
千葉県松戸市常盤平柳町５番地７
破産者　株式会社ティーケープラン
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３８号
千葉県松戸市常盤平柳町５番地の７
破産者　太刀川明彦
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４１０号
千葉県松戸市五香４丁目24番地の14山田方
破産者　武田　智子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４１２号
千葉県柏市西原５丁目14番46号レオパレス柏88Ｂ―201号
破産者　鈴木　季晃（旧姓竹蓋）
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４５５号
千葉県松戸市牧の原２丁目８番地
破産者　東　　利巳
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４６３号
千葉県松戸市小山70番地の１コーポミーティアＡ号
破産者　勝永　丘子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４８７号
千葉県柏市南増尾１丁目20番２―106号
破産者　有限会社マック建築総合研究所
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４８８号
千葉県柏市南増尾１丁目20番２―106号
破産者　福田　　昭
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４８９号
千葉県柏市南増尾１丁目20番２―106号
破産者　福田千保子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第２３２７３号
東京都港区六本木５丁目１番３号　ゴトウビルディング１ｓｔ６Ｆ
破産者　株式会社ジオハウス
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３２７４号
神奈川県中郡大磯町西小磯47　鈴木コーポＡ
破産者　佐久間　正
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４１２２号
東京都日野市百草1256―７
破産者　石川　幸子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９号
埼玉県さいたま市浦和区木崎２―25―10―603、住民票上の住所栃木県那須郡那須町大字高久乙3370―955
破産者　田隋　惠正
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１６号
茨城県つくば市竹園２丁目６番地２
破産者　株式会社アイキューブつくば
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４４３号
東京都港区六本木７丁目17番12号
破産者　有限会社一彩社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９０６号
東京都台東区東上野１丁目８番２号
破産者　朝日ビルテクノ株式会社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２５６号
東京都世田谷区新町１丁目13番６号
破産者　株式会社ビジュアルプロジェクト・ヒズ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５１３号
東京都杉並区南荻窪４丁目29番10号
破産者　株式会社徳川
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７３８号
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南４丁目16―13―107、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区荏田東２丁目19―４―402
破産者　佐藤　明彦
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８５９号
東京都港区芝２丁目１―23―603
破産者　石田　　剛
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部